六十六　公営企業経営支援人材ネット事業　公営企業経営支援人材ネット事業として実施される経営支援の活用に要する経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計（地方公営企業法第二条第一項に規定する地方公営企業並びに病院事業、簡易水道事業及び下水道事業に係るものに限る。）に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で二、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額とする。

六十七　巡回診療ヘリコプター運営事業　国の補助金を受けて施行する巡回診療ヘリコプター運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十八　病害虫等の防除事業　病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第三十号の森林病害虫防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

六十九　貝毒対策に要する経費がある　貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十　天然記念物被害防止等対策に要する経費がある　天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十一　湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費がある　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された湖沼の水質保全に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十二　除排雪に要する経費がある　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

六十六　公営企業経営支援人材ネット事業　公営企業経営支援人材ネット事業として実施される経営支援の活用に要する経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計（地方公営企業法第二条第一項に規定する地方公営企業並びに病院事業、簡易水道事業及び下水道事業に係るものに限る。）に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で二、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額とする。

六十七　巡回診療ヘリコプター運営事業　国の補助金を受けて施行する巡回診療ヘリコプター運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十八　病害虫等の防除事業　病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第三十号の森林病害虫防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

六十九　貝毒対策に要する経費がある　貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十　天然記念物被害防止等対策に要する経費がある　天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十一　湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費がある　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された湖沼の水質保全に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十二　除排雪に要する経費がある　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5